

## 第12回国連犯罪防止・刑事司法会議（コンGRES）について

《法務省ウェブサイトより》

### 1 コンGRESの意義

国連が主催する刑事司法分野における世界最大規模の国際会議。加盟国が実施すべき方策を多く含む政治的宣言が採択される。昭和30年以来5年ごとに開催されている。

### 2 開催日

平成22年4月12日（月）～19日（月）

### 3 開催地

ブラジル・サルバドール

### 4 我が国からの出席者

樋渡利秋検事総長その他法務省，警察庁，外務省等から出席

### 5 議題

- (1) 児童及び若者と犯罪
- (2) テロの抑制及び防止に関する国際的な決議を締結・実施するための技術支援の提供
- (3) 犯罪防止に関する国連ガイドラインの活性化
- (4) 不法移民及び人身取引への刑事司法の対応
- (5) マネーロンダリングに対処するための国際協力
- (6) サイバー犯罪を含む犯罪との闘いにおいて犯罪者及び権限ある当局が使用する科学技術の最近の発展
- (7) 犯罪に関連した問題と闘うための国際協力の強化
- (8) 移民，移民労働者及びその家族に対する暴力に係る犯罪防止及び刑事司法

### 6 会議の概要と我が国の対応

約100か国から，司法大臣や検事総長を含む政府の代表及びNGO関係者，合計3,000人以上が参加して，「グローバルな課題に向けた包括的戦略：変化する世界の中の犯罪防止及び刑事司法制度並びにそれらの発展」をテーマに，上記の各議題について活発な議論を行い，参加国の政治的決意を表明するサルバドール宣言を採択した（概要別紙）。

我が国としては，樋渡首席代表から，刑事司法分野における我が国の取り組みとともに技術支援等の我が国の国際貢献を紹介しつつ，これらの分野における国際協力の重要性を改めて指摘するスピーチを行った。また，サルバドール宣言の作成作業にも積極的に関与したほか，国連アジア極東犯罪防止研修所が，「矯正施設における過剰収容に対する戦略とベストプラクティス」をテーマとするワークショップを企画・運営した。

(別紙)

## 第12回国連犯罪防止・刑事司法会議（コンGRES） サルバドール宣言の概要

- 効果的で、公正で、人道的な刑事司法制度の基礎は、司法行政における人権擁護及び犯罪防止に取り組む姿勢にあると表明。
- 各国が、効果的で、公正で、責任ある、人道的な犯罪防止・刑事司法の制度を維持し、必要に応じて更新する責務を負うことを表明。
- 各国が、犯罪防止・刑事司法における国連基準規則の価値と影響を認識し、国内で政策等を策定し、実施する際の原則として活用するよう努めることを表明。
- 国際協力と技術支援が、刑事司法制度を強化し、法の支配を促進するなど、犯罪の防止等に関し、持続可能な成果をもたらすことを表明。
- 国際組織犯罪が進化し、違法にネットワーク化するなど、危険性が高まっていることを認識。
- 情報通信技術の発展とインターネットの利用拡大が犯罪を助長していることを認識。

上記のほか、以下の諸点につき、効果的な措置の検討・実施に言及。

- ・ マネーロンダリング
- ・ 児童，少年への配慮
- ・ 不法移民，人身取引
- ・ サイバー犯罪
- ・ 法の支配を担う公務員に対する適切な訓練
- ・ 受刑者等処遇 等